

# 特別支援教育ほっと通信

令和3年6月 西部教育局

## 特別支援学級の教科用図書について

教科用図書(以下、教科書という。)とは、「学校において、 教育課程の構成に応じて 組織配列された教科の主たる 教材として用いられる図書」です。



教育課程が構成されていないと 選ぶことができません!\_\_\_\_



# スタートして間もないですが、次年度の教育課程をできる限り明確にした上で教科書を選びましょう!

特別支援学級においては、

- ①文部科学大臣の検定を経た教科書(検定教科書)や
- ②文部科学省が著作の名義を有する教科用図書(著作教科書)を使用します。 これらを使用することが適当でない場合は、

通常学級で使用しているものです。

③教科用図書以外の絵本等の一般図書(一般図書)を教科書として使用することが認められています。

#### 無償給与です!

局への報告締切は、 8月下旬の予定です。



## ① 検定教科書

数 科 書 目 (令和3年度使用)

> 令和2年4月 文部科学省

中 学 校 用 教 科 書 目 会 (令和3年度使用)

> 令和2年4月 文部科学省

# ② 著作教科書

特別支援学校用 (小・中学部) 数 科 書 目 録 (令和3年度使用)



採択された教科書の需要数は、毎年<mark>9月16日まで</mark>に 各都道府県から文部科学大臣に報告することとされています。

> 視覚障がい者用 聴覚障がい者用 知的障がい者用(いわゆる ☆(ほし)本)があります。

## ③ 一般図書

特別支援学校用 (小・中学部) 教 科 書 目 録 (令和3年度使用)

文部科学省

| 各教科書は、教科書センターに<mark>6月4日から7月Ⅰ日まで展示</mark>されます。選定 | の参考にしてください。

【西部地区の教科書センター】

・米子市立図書館・境港市民図書館・大山町立図書館・日野町図書館

| ②著作教科書及び③一般図書については、米子市立図書館に展示されています。また、③一般図書は一部のみの展示となります。未展示の図書に | ついては、出版社のホームページ等を参考にしてください。





教科書選定の留意事項等については、特別支援教育 の手引き(令和2年3月 鳥取県教育委員会)の 32~34ページを参考にしてください。

県教育委員会特別支援教育課のホームページで閲覧(ダウンロードも可)できます。